

# 建設リサイクル法に係る事務手続きの変更について(案内)

鈴鹿市が発注する建設工事における「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下、建設リサイクル法)」の適正な運用のため、鈴鹿市が発注する建設リサイクル法の対象建設工事を受注する事業者が作成する書類の種類と、それを提出する時期を以下のとおり変更します。

この変更は、令和7年4月1日以降に契約する工事から適用します。

詳細は「契約締結時の提出書類について」でご確認ください。

	従 来	令和7年4月1日以降
落札時		落札者から契約書と共に以下の書類を受領し説明を受ける。 ◇特定建設資材に係る分別解体等に関する省令様式第1号の別表1～3のいずれか該当するもの※ ◇任意様式による「工程表」
工 事 請 負 契 約 締 結		
工事着手前	受注者は以下の書類を発注者に提出する。 ◇「説明書」(別紙様式1) ◇「通知書」(要綱様式13) ◇「再生資源利用計画書」 ◇「再生資源利用促進計画書」 ◇任意様式による「工程表」	<b>説明に用いる書類と提出時期の適正化</b> 令和7年4月1日以降、工事着手前の「説明書」と「通知書」の提出が不要になる代わりに、契約書と同時に省令に定める様式第1号の別表1～3のいずれかの提出が必要になります。

※省令に規定する様式は、以下からダウンロードできます(三重県ウェブサイト)  
<https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/23929023472.htm>